

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所第7号機設計及び工事計画認可申請（非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷対策）に関する事業者ヒアリング【1】

2. 日時：令和3年1月28日（木） 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、照井安全審査官※、桐原調整係長※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他20名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和3年1月20日に申請があった柏崎刈羽原子力発電所第7号機の非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷対策に係る設計及び工事計画認可申請について、令和3年1月20日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

- HEAF発生から電源供給停止までの一連の動作フローのうち、保護継電器動作時間、タイマー動作時間及び誤差が示す内容を明確に説明すること。
- インターロックの設計思想等について、先行PWR電力との差違を踏まえた上で、回路全体の妥当性を説明すること。
- 消磁コンタクタの動作・役割について、より詳細なものを概要説明資料の参考に追加するよう検討すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし